

## 第 1 1 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 3 年 4 月 3 0 日（金）午前 9 時 3 0 分より、第 1 1 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

### 記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第 3 号議案 非農地証明願の承認について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

#### （出席委員）

1 番 北浦 莊平	3 番 徳田 明子	4 番 中林 和夫	6 番 井内 英樹
7 番 多羅尾 英樹	9 番 辻 四一郎	1 0 番 吉田 利一	1 1 番 今村 正喜
1 2 番 小島 佳剛			

#### （欠席委員）

2 番 多田 岳史	5 番 山崎 省吾	8 番 中西 秀友	1 3 番 水主 哲寛
1 4 番 山本 晃一郎			

#### （農地利用最適化推進委員）

村田 昇造 水谷 修 北村 嘉朗

#### （事務局）

澤田 局長 奥田 次長 清水（囑託） 村田（囑託） 岸本（囑託）

	( 午前9時30分 開会 )
局長	<p>定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。</p> <p>本日は多田委員、山崎委員、中西委員、水主委員、山本委員から欠席の届がなされております。</p> <p>本日の定例総会は委員定数14名の内、出席委員9名、欠席委員5名であり、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、江口推進委員より欠席の連絡を受けております。</p> <p>それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から、第11回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員は、今村委員、小島委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>現地調査委員につきましては、中林委員、今村委員のお二人です。</p> <p>ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明願います。</p>
局長	<p>それでは、「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、譲渡人は高齢により耕作が困難となったため、譲受人は新規就農者として経験を積むため、本委員会の指導により、昨年から1年間の利用権設定を受けて耕作を開始しました。このたび営農を継続するため所有権を移転するものです。</p> <p>本件につきましては、譲受人の世帯が経営する農地は全て適正に管理し、農機具・機材等も保有されており、農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中林委員	<p>報告します。去る4月22日、事務局の案内で今村委員と現地調査に行つてま</p>

	<p>いりました。</p> <p>番号1の炭山 及び の利用状況につきましては、茶の木が植わっておりました。無農薬で栽培されているとのこと。そのため草が少し生えていましたが、管理を頑張っておられます。霜が掛かっているため、新芽は出ていない状態でした。山間地は元々芽が出るのが遅いですが、それでも時間がかかっているように思いました。</p> <p>炭山 の利用状況につきましては、畑として管理されておりました。エンドウ豆やネギが作付され、一部冬野菜に花が咲いた状態のものもありました。</p> <p>炭山 の利用状況につきましては、茶の木等が山盛りで積まれており、それらは堆肥にされるとのことでした。</p> <p>炭山 の利用状況につきましては、果樹畑として管理されており、みかんやブルーベリーが栽培されていました。</p> <p>以上です。</p>
議長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
北浦委員	譲受人は何を作付される予定ですか。
中林委員	現状のとおりです。申請地は譲受人が1年間貸借して作付されて現在の状態になりました。それまでは荒廃した茶畑でした。畑として使いやすそうな所は畑にされています。当該地はもしかしたら何年かして譲渡されるかもしれませんが、百姓はおそらくずっとされるつもりだと思います。
議長	譲受人は以前から農業者ですか。
中林委員	新規就農された方です。
議長	経営面積が3,904㎡とありますが、新規就農なんですか。
局長	申請地が既に貸借されている所で、その合計が3,904㎡です。
議長	他の土地で営農されている面積ではないんですね。
中林委員	親子で従事されておられて、トラクターやユンボもあります。1年間貸借されてきて、今後もこの土地で継続して営農していこうと思っておられるのかどう

	<p>かは分かりませんが、現状ではとても営農意欲があるように感じました。</p>
議 長	<p>今まで1年間貸借されてきましたが、申請地ではまだ何も利益が上がっていないと思います。息子さんはまだ若い方ですよ。</p>
小島委員	<p>当該地については、近くのお寺の敷地にしたいという話もありましたが、そのまま畑としてやってもらいたいと地元の反対があったところです。譲受人は1年間の経験でどこまで農業できるかまだ分かりませんが、畑として残るほうが地元としては嬉しいです。</p>
水谷推進委員	<p>見守るしかないかと思います。</p>
北浦委員	<p>頑張って農業していってもらえたらと思います。</p>
議 長	<p>地域の委員さんはどうぞよろしくお願いします。 他にご意見等はございませんか。</p>
	<p>異議なしの声</p>
議 長	<p>ただ今の異議なしをもって「第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>次に、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>それでは、「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ご説明申し上げます。</p> <p>本件につきましては、農地中間管理事業の特例、農地売買等事業に係る農用地利用集積計画でございます。</p> <p>譲渡人は高齢のため、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>本件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、農用地利用集積計画の内容が「宇治市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に適合していることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。</p>

	<p>以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、中林委員より現地調査の報告をお願いします。</p>
中林委員	<p>報告します。去る4月22日、事務局の案内で今村委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の小倉町 番及び の利用状況につきましては、1枚の田として利用されており、耕起されておりました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>
北浦委員	<p>譲受人は以前からたくさん農地を購入されていますが、米を収穫したり、販売等きちんとされているんですか。</p>
局 長	<p>具体的な販売ルートについては把握しておりません。経営地は久御山町に20,582㎡、京都市に5,612㎡、宇治市に32,551㎡お持ちです。</p>
水谷推進委員	<p>プラスして個人名義では2町くらい農地をお持ちだったかと思います。</p>
局 長	<p>個人名義での経営地については、手元に資料を持ち合わせていないので分かりません。</p>
議 長	<p>購入された巨椋池の農地はそこそこきれいに管理されています。</p>
多羅尾委員	<p>自分のところで作付されてるんですか。よそに貸したりされていないんですか。</p>
議 長	<p>ほとんど自分でされているんじゃないでしょうか。</p>
多羅尾委員	<p>当該地は去年まで別の方が借りていたと思います。</p>
議 長	<p>売るために返されたのではないのでしょうか。それなりにどの農地もきれいにされていて、荒れているところはないはずですよ。</p>

中林委員	集積計画について、同じ人にしか農地が回ってこないとの声を聞いています。農地が若い人や意欲のある人にもある程度回るように意見を伝えてほしいです。
議 長	私も同じことを言おうと思っていました。ただ、当該地は売買になりますので、貸借とは別の話になるかと思えます。
中林委員	当該地に限ったことではなく、集積計画の今後の話として、そういった意見が農家から出ているということですのでよろしくお願いします。
議 長	みなさん頭に入れておいて、対応していつてもらえたらと思います。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第2号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。  次に、「第3号議案 非農地証明願の承認について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	それでは、「第3号議案 非農地証明願の承認について」一括して2件をご説明申し上げます。  番号1につきましては、平成13年頃に当時の所有者が高齢化により農作業ができなくなり、非農地の状態になったもので、相続人である現在の所有者からこのたび非農地証明願が提出されました。なお、本件につきましては、今年度、利用状況調査を予定していたところでございます。 番号2につきましては、昭和63年頃、現在の所有者が小学生の時に相続したため耕作することができず、非農地の状態となったもので、本委員会における非農地調査の対象にもしていたところですが、このたび所有者から非農地証明願が提出されたものでございます。  以上2件につきましては、農地法第2条第1項の農地に該当しないものと判断いたしたく、非農地通知の決定について承認を得るものでございます。 以上です。

議 長	続きます、今村委員より現地調査の報告をお願いします。
今村委員	報告します。去る4月22日、事務局の案内で中林委員と現地調査に行っていました。 番号1の志津川、及び の利用状況につきましては、どれも山林で、原野化していました。 番号2の白川 及び の利用状況につきましては、茶の木があった形跡がありましたが、木が沢山生えており、山林原野化しておりました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
小島委員	番号2については、願出人が小学生の頃に相続されたと説明があったように、若くして両親が亡くなられ、祖母と一緒に暮らしておられましたが祖母も亡くなられて、3年ほど前に引っ越しされました。そういった家庭の事情もあります。この土地は昔は茶畑だったかと思いますが、長い間誰も耕作できる方がおられず、今は太い木が生えておられて、2月に現地調査に行ったときは既に山林の状態でした。今回の願出も致し方ないかと思えます。
中林委員	隣接の農地の方はどう言われていますか。当該地の木が農地に掛かってきたときに誰が処理をするのか、どうするのかという話はできているのでしょうか。隣の茶畑の方が借りたり買ったりして、一緒に管理できないでしょうか。
小島委員	隣の茶畑は私が所有者から借りて営農しておりますが、その点については少し心配はしています。非農地として承認後に何にされるか聞かれていますか。
議 長	当該地へ進入できることはありませんよね。
小島委員	現在進入できることはありませんが、既に隣接地から入って通路をこしらえているところなので、進入路の工事をされるのかなと思っています。
局 長	非農地と承認された後は、農地としての指導はできなくなりますので、周辺に配慮いただきたいといった意見は口頭で伝えさせていただきます。
小島委員	この辺りでは山砂利が取れるので、砂利を取って行ってそこに建築残土を埋め

	<p>たりしているところも見受けられます。茶工場もあるので、地下水に影響がないか危惧しています。</p>
議 長	<p>砂利を採取するには京都府の許可が必要だったかと思います。</p>
水谷推進委員	<p>大体は無許可でされていると思います。</p>
小島委員	<p>砂利は取っていないけれど、昔茶畑だったところを買って山盛りに建築残土を積んで、塀が土の圧力で壊れそうになっているところもあります。草が生えて虫も湧いてきています。</p>
水谷推進委員	<p>そちらについては、京都府が改善命令を出しても従わないようなところですよ。</p>
議 長	<p>当該地も茶園にできたら良いのにはと思います。</p>
小島委員	<p>そうできたらとは思いますが、もはや農地ではない状態ですね。</p>
議 長	<p>非農地として承認してしまったら、その後は農業委員会の影響は何も及びませんね。</p>
中林委員	<p>かといって、農地には戻せない土地かと思われます。</p>
小島委員	<p>周辺に農用地も多いので、農林茶業課にも何らかのお願いができたとも思いますが、農林茶業課にお願いしてもなかなか対処が進まないかなと思います。</p>
議 長	<p>本議案の願出については、非農地として承認すれば農業委員会の手を離れることにはなりますが、処理が早いか遅いかだけの問題にはなります。</p>
小島委員	<p>当該地が農地かと言われたら、全然もう農地性はありません。今回は仕方がないと思います。ただ、承認した後も法的にうまく見守っていける方法があれば良いのにはと思います。</p>
水谷推進委員	<p>農業委員会から意向調査したわけではなく、当人から非農地にしてほしいと願出があるということは、何か次の話があるからだと思います。</p>
議 長	<p>どこか買い手が見つまっているのかもしれませんがね。</p>



小島委員	白川地域は近隣に高速道路やインターチェンジができており、土地がないかと探されている話はときどき聞きます。気をつけなければいけないなと思います。
議 長	当該地に進入路はないんですね。
小島委員	進入路はないですが、借りて通っていらっしゃると思います。
水谷推進委員	否認できる理由はないかと思います。
議 長	後々隣接農地に迷惑になることがないように、十分に伝えてもらえたらと思います。伝えても守らない人はいますが、本議案については承認しないと仕方ないですよ。非農地とした後はどこの管轄になりますか。
水谷推進委員	農林茶業課や都市計画課になるんじゃないでしょうか。
局 長	調整区域内で農振は白地になります。
小島委員	白地でも資材置場等にはできますよね。
議 長	可能ですね。十分に伝えてもらって、地元委員さんにも目を光らせてもらうようお願いします。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第3号議案 非農地証明願の承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。  続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは、第1号報告及び第2号報告を一括してご説明申し上げます。  まず「第1号報告 農地法第4条の規定による届出の受理について」ご説明申し上げます。  番号1につきましては、平成27年1月頃、農地法に基づく転用届をせずに駐

	<p>車場用地として整備したため、顛末書が提出されております。</p> <p>番号 2 につきましては、露天駐車場として転用するものです。</p> <p>以上 2 件につきましては、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>続きまして、「第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について」ご説明申し上げます。</p> <p>番号 1 につきましては、露天資材置場として転用するものです。</p> <p>本件につきましても、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、適正と判断し、農地法施行令第 10 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。</p> <p>以上です。</p> <p>議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はありませんか。</p> <p>水谷推進委員 第 2 号報告の番号 1 について、隣接農地はありますか。</p> <p>局長 あります。</p> <p>議長 隣接農地の所有者は誰ですか。</p> <p>次長 届出人とは別の方になります。</p> <p>議長 他にご意見等はございませんか。</p> <p>議長 なしの声</p> <p>議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。</p>
--	--

(午前10時05分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_